

議運提案

飯田市議会予算決算委員会運営要綱の一部を改正する規程の制定について

飯田市議会予算決算委員会運営要綱を改正する規程を下記のとおり定め、令和6年6月21日から適用する。

令和6年6月21日提出

提出者 飯田市議会 予算決算委員会
委員長 竹村 圭史

記

飯田市議会予算決算委員会運営要綱の一部を改正する規程（案）

飯田市議会予算決算委員会運営要綱（令和元年飯田市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第2条第2項第1号から第3号までに規定する常任委員会（以下「所管別常任委員会」という。）の委員長のうちから1人を、それぞれ選任するものとする」を「飯田市議会政策会議（飯田市議会政策会議運営要綱（令和6年飯田市議会規程第 号）第1条に規定するものをいう。）の副委員長をもって充てる」に改める。

第4条中「所管別常任委員会」の次に「（条例第2条第2項第1号から第3号までに規定する常任委員会をいう。以下同じ。）」を加える。

第7条を削る。

第8条第1項を削り、同条第2項中「前項に定める」を「予算及び決算に関する」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

飯田市議会予算決算委員会運営要綱新旧対照表（最終 令和元年 5 月 14 日飯田市議会規程第 1 号）

改正後（案）	現行
（委員長及び副委員長） 第 2 条 予算決算委員会の委員長には副議長を、副委員長には<u>飯田市議会政策会議（飯田市議会政策会議運営要綱（令和 6 年飯田市議会規程第 号）第 1 条に規定するものをいう。）の副委員長をもって充てる。</u> （分科会の委員） 第 4 条 予算決算委員会の委員は、当該委員が所属する所管別常任委員会（<u>条例第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する常任委員会をいう。以下同じ。）</u>）の所管する事項に対応する分科会に所属し、及び特別委員会が置かれた場合は、当該特別委員会の所管する事項に対応する分科会に所属する。	（委員長及び副委員長） 第 2 条 予算決算委員会の委員長には副議長を、副委員長には<u>条例第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する常任委員会（以下「所管別常任委員会」という。）の委員長のうちから 1 人を、それぞれ選任するものとする。</u> （分科会の委員） 第 4 条 予算決算委員会の委員は、当該委員が所属する所管別常任委員会の所管する事項に対応する分科会に所属し、及び特別委員会が置かれた場合は、当該特別委員会の所管する事項に対応する分科会に所属する。 （準備会の設置等） <u>第 7 条 予算決算委員会の運営及び分科会の間の調整に関する事項等を協議するため、予算決算委員会準備会（以下「準備会」という。）を置く。</u> <u>2 準備会は、予算決算委員会の委員長及び副委員長、分科会の座長（副委員長に選任された者を除く。）並びに各会派から 1 人ずつ選任された議員（以下「準備会構成員」という。）で構成する。</u> <u>3 準備会は、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。</u> <u>(1) 付託議案の分科会への分担等に関する事項</u> <u>(2) 予算、決算及び行政評価に係る予算決算委員会の政策調整に関する事項</u>

改正後（案）	現行
（関連議案等の範囲） <u>第7条</u> 予算決算委員会への報告は、<u>予算及び決算に関する議案に関連する報告のほか、継続費等の繰越計算書及び継続費清算報告書等を対象とする。</u> <u>2</u> （略） <u>第8条・第9条</u> （略）	<u>(3) 審査又は調査の日等の日程の調整に関する事項</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、予算決算委員会及び分科会の運営に関し必要な事項</u> <u>4 準備会に会長及び副会長を置き、それぞれ予算決算委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。</u> <u>5 準備会は、必要に応じて準備会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u> <u>6 準備会構成員に事故あるときは、会長の許可を得て代理の者を出席させることができる。</u> （関連議案等の範囲） <u>第8条 予算決算委員会に付託される議案の範囲は、予算及び決算に関するものとする。</u> <u>2 予算決算委員会への報告は、前項に定める議案に関連する報告のほか、継続費等の繰越計算書及び継続費清算報告書等を対象とする。</u> <u>3 （略）</u> <u>（審査及び調査）</u> <u>第9条 予算決算委員会における付託議案等の審査の方法は、別に定める。</u> <u>2 付託議案の内容に応じて、審査の方法の変更又はその一部若しくは全部の省略をする必要があると認めるときは、準備会で調整し、議会運営委員会に提案することができる。</u> <u>第10条・第11条</u> （略）